

# 仕様書

都 市 計 画 課

業務委託名	令和8年度下関市中心市街地交通円滑化対策業務
-------	------------------------

下 関 市

# 委 託 仕 様 書

都 市 計 画 課

	課 長	担当課長	課長補佐	室 長	係 員	検 算	設 計 者

業 務 年 度    令和 8 年度

業 務 名        令和8年度下関市中心市街地交通円滑化対策業務

業 務 位 置    下関市 唐戸町他

業 務 概 要	計画準備    一式
	現地調査    一式
	効果把握    一式
	効果の検証 一式
	報告書作成 一式
	打合せ協議 一式

予 定 工 期    着手後                      日間（契約締結日から令和9年1月29日まで）

設 計 金 額 (元設計金額)		億	千	百	拾	万	千	百	拾	円	
		億	千	百	拾	万	千	百	拾	円	

設 計 用 紙

下 関 市

設 計 内 訳 書

NO- 1

費目 工種 施工名称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
調査・検討業務					
直接原価					
直接人件費	式	1.00			第 1号代価表
報告書電子成果品作成等 (5.1×直接人件費 <sup>^</sup> 0.38)	式	1.00			報告書3部 (中間) 報告書3部 (最終) 電子データ1部
直接経費 計					
直接原価 計					
間接原価					
その他原価 対象額 0.35/(1-0.35) 以内	式	1.00			直接人件費
一般管理費 一般管理費等 対象額 0.35/(1-0.35) 以内	式	1.00			直接原価+ その他原価
間接原価+一般管理費 計					
業務価格 計					
消費税相当額 対象額 率 (%) 10.00	式	1.00			千円未満切捨て
業務委託料 合 計					



# 令和8年度下関市中心市街地交通円滑化対策業務 仕様書

## 1. 業務目的

本仕様書で示す期間の唐戸地区周辺における渋滞対策の効果の検証を行い、次年度以降の施策について検討を行うもの。

## 2. 実施内容

### (1) 計画準備

業務目的を把握するとともに、業務を実施するための計画を行う。

### (2) 現地調査

例年の調査では、渋滞原因となっている施設を特定することができておらず、施設側に対策を求めることが困難な状態であった。

そのため、現地調査により渋滞原因となっている施設を特定し、施設における対策の問題点（交通誘導員の配置、連携不足等）を洗い出すため、現地調査を行う。

#### 【対象】

①5月2日（土）、3日（日）、4日（月）、5日（火）、6日（水）の内1日

②7月18日（土）、19日（日）、20日（月）の内1日

### (3) 効果把握

#### ①道路交通状況把握

ETC2.0プローブデータ等を用い、国土交通省よりデータ提供を受けるものとする。

【対象路線】別図1のとおり

【対象日】下記の計14日は必須とする

5月2日（土）、3日（日）、4日（月）、5日（火）、6日（水）

7月18日（土）、19日（日）、20日（月）

7月25日（土）、26日（日）

8月8日（土）、9日（日）、10日（月）、11日（火）

【対象時間帯】8:00~17:00（15分ピッチ）

#### ②周辺駐車場の利用状況の把握

中心市街地の時間貸駐車場（10か所）の利用状況について、各施設管理者から提供を受けたデータや本市が提供するデータをもとに、利用台数や利用率を整理する。

【対象駐車場】別表、別図1のとおり

【対象日】下記の計14日は必須とする

5月2日（土）、3日（日）、4日（月）、5日（火）、6日（水）

7月18日（土）、19日（日）、20日（月）

7月25日（土）、26日（日）

8月8日（土）、9日（日）、10日（月）、11日（火）

【対象時間帯】8:00~17:00（1時間ピッチ）

### (4) 効果の検証

(3)の調査結果を基に、時期や時間帯別に、駐車場利用状況や道路交通状況を整理し、渋滞対策の各施策結果や効果について分析、検証する。なお、施策効果については、過年度データとの比較検証ができるようにすること。

また、検証の結果を基に令和9年度以降の施策について検討を行う。

### (5) 報告書作成

検討結果を取りまとめ、報告書を作成すること。

なお、8月21日（金）までに、その時点における中間とりまとめ報告書を提出すること。

(6) 打合せ協議  
計3回実施する。

(7) 成果品

成果品は、以下のとおりとする。

- ・業務報告書（令和7年8月提出分） : 3部
- ・業務報告書（令和8年1月提出分） : 3部
- ・電子データ : 一式

(8) 業務に係る費用

業務に係る費用については、受託者の負担とする。

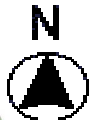
(9) 貸与資料


本業務を実施するにあたり、過年度の下関市中心市街地交通円滑化対策業務報告書を貸与する。受注者は、発注者に借用書を提出するものとし、資料等の取扱い及び保管にあたっては、損傷、紛失等のないよう十分注意するとともに、これを他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。また、発注者が返却を求めたときは、速やかに返却しなければならない


(10) その他


- ① 委託業務に関する仕様は別紙1のとおり。
- ② しものせきエコマネジメントプランに基づく特記事項は別紙2のとおり。
- ③ 下関市暴力団排除条例による措置については、別紙3のとおり。
- ④ 個人情報の取扱いについては、別紙4のとおり。
- ⑤ 本仕様に、定めのない事項は、双方協議のうえ決定することとする。

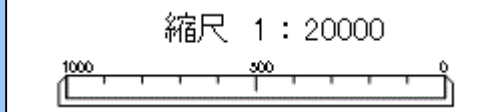
【別図1】



1) 道路交通状況の把握  
 ①ETC2.0 旅行速度調査  
 実施路線 

②交差点調査(唐戸地区:2か所)  
 実施箇所 

2) 周辺駐車場の利用状況の把握  
 調査対象箇所  データ提供(10箇所)



【別表】

調査対象駐車場・施設

2) 周辺駐車場の利用状況の把握 対象駐車場

No.	地区	駐車場名
1	唐戸町周辺	唐戸市場駐車場
2	唐戸町周辺	下関市赤間町駐車場
3	唐戸町周辺	下関市役所立体駐車場
4	唐戸町周辺	みらいパーク
5	唐戸町周辺	みらいパークⅡ
6	唐戸町周辺	カモンワーク駐車場
7	細江町地区	下関市細江町駐車場
8	細江町地区	海峡メッセ下関駐車場
9	下関駅周辺	シーモール下関駐車場
10	下関駅周辺	駅南駐車場

## 委託業務共通仕様書

### 1 総則

本仕様書は下関市が委託する調査業務に適用するものとする。

#### 1-1：一般事項

- (1) この仕様書に定めのない事項については、契約図書及び山口県業務委託共通仕様書、監督員の指示に従うものとする。
- (2) 受注者は次の事項に留意の上、業務を行うこと。
  - ア：関係法規、規則等諸法令を順守すること。
  - イ：業務実施に伴い、知り得た情報について他に漏らさないこと。
  - ウ：定められた期間内に業務を完了するよう、作業の円滑化に努めること。
  - エ：業務の実施にあたり、契約図書及び発注者の指示に従い、業務の意図、目的を十分に理解した上で、業務に努めること。
- (3) この仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合については、発注者と協議の上、その指示を受けなければならない。
- (4) 管理技術者
  - ア：受注者は管理技術者を定め、発注者に届けるものとする。
  - イ：管理技術者は業務を行う上で、必要な能力と経験、技術を有する技術者でなくてはならない。
- (5) 照査技術者
  - ア：受注者は照査技術者を定め、発注者に届けるものとする。
  - イ：照査技術者は成果品の内容の技術上の照査を行うものとする。
  - ウ：照査技術者は照査を行う上で、必要な能力と経験、技術を有する技術者でなくてはならない。

#### 1-2：履行

- (1) 受注者は契約後、業務計画書や工程表等の必要書類を遅延なく提出すること。
- (2) 打合せ協議はその内容について、その都度受注者が記録簿を作成し、相互に確認を行うこと。
- (3) 業務が完了したときは、速やかに発注者に完成通知書を提出し、完了検査を受けること。
- (4) 業務の受注者の責に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正、補足、その他必要な措置を取らなければならない。

- (5) 受注者は契約時又は完成時について、受注時は契約後10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から10日以内に、完了時は完成後10日以内にテキストに基づき「通知書」を作成し、監督員の確認を受けた後に、(財)日本建設情報総合センター登録するとともに、(財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」の写しを監督員に提出すること。
- (6) 貸与及び公表  
許可なく本業務に関しての成果及び資料を公表してはならない。貸与された関係資料は、業務終了後速やかに返却すること。
- (7) 本業務に関し、第三者に損害等を与えた場合は、受注者の責任においてこれを賠償すること。

## 特記仕様書（環境編簡易）

下関市は、「しものせきエコマネジメントプラン」に基づいた環境マネジメントシステムを構築し、「下関市環境方針」に基づき、下関市の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することとしている。この取り組みには受託者の協力が不可欠であり、業務関係者の業務の管理や業務の実施などに当たり、受託者は、「しものせきエコマネジメントプラン」の趣旨を理解し、次の項目について実施すること。

### 1 環境関連法令について

受託者は、業務の実施に際しては、環境関連法令を遵守し、常に適切な管理を行うこと。

### 2 事故発生時の対応

受託者は、業務の実施中に事故が発生した場合は、必要な処置を講ずるとともに下関市へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

### 3 苦情発生時の対応

受託者は、業務に関する苦情を受け付けたときは、応急的な措置が必要な場合は応急処置を講ずるとともに下関市へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

### 4 配慮事項

受託者は、業務の実施に際しては、次の各号に配慮すること。

- (1) 使用する車両から排出するガス及び騒音振動を低減するようできる限りエコドライブを励行すること。
- (2) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り再生紙等を利用すること。
- (3) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り両面印刷に努めること。
- (4) 環境ラベリング制度（エコマーク・グリーンマーク）の対象となっている製品を可能な限り積極的に使用すること。
- (5) 使用する物品は、可能な限り再生品を使用すること。
- (6) リサイクル（分別）可能な製品を積極的に使用すること。
- (7) 公共交通機関の利用及び効率的に車を使用すること。
- (8) 業務の実施箇所周辺の環境に与える負荷の抑制及び周辺地区の環境美化に努めること。

## 下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項

### (総則)

第1条 下関市と受託者は、下関市暴力団排除条例（平成23年条例第42号）第3条に規定する基本理念に基づき、同条例第6条の規定による措置として、この特記事項を設ける。

### (暴力団排除に係る契約の解除)

第2条 下関市は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、受託者に対しなんらの催告を要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくはこの契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材、原材料等の購入契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 受託者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料等の購入契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、下関市が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属及び損害賠償については、この特記事項が付加される契約（以下「本契約」という。）の規定による。

### (関係機関への照会等)

第3条 下関市は、暴力団を排除する目的のため、必要と認めるときは、受託者に対

して、役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求め、その情報を管轄の警察署に提供して、受託者が前条第1項各号に該当するか否かについて、照会できるものとする。

- 2 受託者は、前項の規定により、下関市が当該警察署に照会を行うことについて、承諾するものとする。

(本契約の履行の妨害又は不当要求の際の措置)

第4条 受託者は、自ら又は本契約の下請若しくは受託をさせた者（この条において「下請事業者等」という。）が、暴力団又は暴力団員から、本契約の適正な履行の妨害又は本契約に係る不当要求を受けたときは、き然として拒否し、その旨を速やかに下関市に報告するとともに、管轄の警察署に届け出なければならない。

- 2 下関市、受託者及び下請事業者等は、前項の場合において、管轄の警察署と協力して、本契約の履行の妨害又は本契約に係る不当要求を排除する対策を講じるものとする。

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

### (秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

### (収集の制限)

第3 受託者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない。

### (目的外利用及び提供の禁止)

第4 受託者は、下関市の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

### (適正管理)

第5 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

### (複写又は複製の禁止)

第6 受託者は、下関市の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために下関市から引き渡された個人情報が記録された資料等の複写、複製又はこれらに類する行為をしてはならない。

### (再委託の禁止)

第7 受託者は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、下関市の承認があるときを除き、第三者にその取扱いを委託又はこれに類する行為をしてはならない。

### (資料等の返還等)

第8 受託者は、この契約による業務を処理するために下関市から引き渡され、又は受託者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録されている資料等は、業務

完了後直ちに下関市に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、下関市が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故発生時における報告)

第9 受託者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに下関市に報告し、下関市の指示に従うものとする。